

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2 0 2 4 年）2 月 1 4 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例

札幌市道路占用料条例（昭和 2 7 年条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

占用物件		単位	占用料		
			1 級地	2 級地	3 級地
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,400円		
	第 2 種電柱		2,100円		
	第 3 種電柱		2,800円		
	第 1 種電話柱		1,200円		
	第 2 種電話柱		2,000円		
	第 3 種電話柱		2,700円		
	その他の柱類		120円		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	12円		
	地下電線その他地下に設ける線類		7円		
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,200円		
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	740円		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2,500円			

		郵便差出箱及び信書便差出箱		1,000円		
		その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	2,500円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	52円		
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		74円		
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110円		
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150円		
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		220円		
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		290円		
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		520円		
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		740円		
		外径が1メートル以上のもの		1,500円		
				法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	2,500円
		法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	2,500円	1,900円	1,300円
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		

げる施設	階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				
	上空に設ける通路		4,900円	3,700円	2,500円		
	地下に設ける通路		3,000円	2,300円	1,500円		
	その他のもの		2,500円	1,900円	1,300円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		99円				
	その他のもの		990円	740円	500円		
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（広告板を含み、他の区分に該当するものを除く。以下同じ。）	突出看板（表裏2面以上のものに限る。）	表示面積1平方メートルにつき1年	6,900円	5,200円	3,500円	
		その他のもの		9,900円	7,400円	5,000円	
	添加広告（電柱、電話柱等に添加するものをいう。以下同じ。）	突出添加広告		6,900円	5,200円	3,500円	
		巻付添加広告		3,500円	2,600円	1,800円	
	可動看板			1個につき1月	1,200円	900円	600円
	標識	停留所標識		1本につき1年	1,000円		
		店頭標識			2,000円	1,500円	1,000円
	広告用旗のぼり			1本につき	990円	740円	500円

		き 1 月				
	店頭装飾	その面積 1 平方メ ートルに つき 1 月	990円	740円	500円	
	アーチ	車道を 横断す るもの その他 のもの	1 基につ き 1 月	9,900円	7,400円	5,000円
				4,900円	3,700円	2,500円
	令第 7 条第 4 号に掲げる工 事用施設及び同条第 5 号に 掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 月	990円	740円	500円	
	令第 7 条第 6 号に掲げる仮 設建築物及び同条第 7 号に 掲げる施設	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 月	250円	190円	130円	
	令第 7 条第 12 号に掲げる器 具	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	A に 0.025 を乗じて得た額			
	その他の工作物、物件及び 施設	市長がその都度定める。				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日以前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き占有している占有物件のうち、占有の期間が 1 年未満であるものの占有料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前から引き続き占有している占有物件であって占有の期間が 1 年以上であるもののうち、附則別表の左欄に掲げる区分に該当するものに係る占有料の額の算定に用いる単価については、令和 6 年度の占有に係るものに限る。改正後の別表占有料の欄の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げる

額とする。

(札幌市法定外道路条例の一部改正)

5 札幌市法定外道路条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条中「別表に定める道路法第39条第1項の規定に基づき徴収する道路」を「第2条」に改める。

附則別表

区分		額	
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1,300円	
	第2種電話柱	1,900円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	140円	
	外径が1メートル以上のもの	1,400円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	1級地	4,200円
		2級地	3,200円
		3級地	2,100円
	地下に設ける通路	1級地	2,500円
		2級地	1,900円
		3級地	1,300円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		85円
	その他のもの	1級地	850円
		2級地	640円
		3級地	430円
道路法施行	看板（広告） 突出看板	1級地	6,000円

令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	板を含み、他の区分に該当するものを除く。）	（表裏2面以上のものに限る。）	2級地	4,500円
			3級地	3,000円
		その他のもの	1級地	8,500円
			2級地	6,400円
			3級地	4,300円
		添加広告（電柱、電柱等に添加するものをいう。）	突出添加広告	1級地
	2級地			4,500円
	3級地			3,000円
	巻付添加広告		1級地	3,000円
			2級地	2,300円
			3級地	1,500円
	可動看板	1級地	1,000円	
		2級地	750円	
		3級地	500円	
	標識	停留所標識		960円
		店頭標識	1級地	1,900円
			2級地	1,400円
			3級地	950円
	広告用旗のぼり	1級地	850円	
		2級地	640円	
		3級地	430円	
店頭装飾	1級地	850円		
	2級地	640円		
	3級地	430円		
アーチ	車道を横	1級地	8,500円	

	断するもの	2 級地	6,400円
		3 級地	4,300円
	その他のもの	1 級地	4,200円
		2 級地	3,200円
		3 級地	2,100円
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	1 級地	850円
2 級地		640円	
3 級地		430円	

(理 由)

道路占用料を現状の地価水準等を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。